様式第１号

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）登米市上下水道事業が委託発注する水道料金徴収・給水装置管理等業務委託（以下「業務委託」という。）

　（２）前号に附帯する事業

　（３）その他の事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　に置く。

（設立時期及び解散時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に設立し、業務委託の履行後12月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務委託を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る契約が締結された日をもって解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　構成員１（代表者）

住所又は所在地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者氏名

構成員２　住所又は所在地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者氏名

構成員３　住所又は所在地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者氏名

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を有することを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者との間で契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　構成員1（代表者）　　　　　　　　　　　、　　　　　パーセント

　構成員２　　　　　　　　　　　　　　　　、　　　　　パーセント

　構成員３　　　　　　　　　　　　　　　　、　　　　　パーセント

２　金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌の上、構成員が協議して審査するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営協議会を設け、組織及び編成並びに業務委託の履行に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務委託の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称及び代表者名義を記した別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体の決算は、業務委託の履行完了後において行うものとする。

（利益金の配当割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金の負担割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員の全体の承認が無ければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項で除名した構成員に対しては、その旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員を除名した場合には、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第18条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としなければならない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、業務委託に瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　他　　社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が押印し、各自所持するものとする。

　　年　　月　　日

　　構成員１（代表者）

住所又は所在地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者氏名

構成員２　住所又は所在地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者氏名

構成員３　住所又は所在地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者氏名